重要な会計方針等

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による原価法によっている。

2．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　165,922百万円

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度末残高に対する１／100を計上している。

⑵　退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

⑶　災害補てん引当金

有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。

⑷　特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　繰延資産の処理方法

開発費

５年間で均等償却している。

7　宿泊経理

貸　借　対　照　表　の　要　旨

（平成29年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		4,217	流動負債		1,671
現金・預金	3,482		未払金	1,158	
その他	734		その他	513	
固定資産		30,865	固定負債		13,185
有形固定資産	30,844		長期借入金	10,859	
無形固定資産	1		引当金	2,326	
投資その他の資産	18		基本金		0
繰延資産		1	基本金	0	
			剰余金		20,225
			資本剰余金	5,113	
			利益剰余金	15,112	
資産合計		**35,083**	**負債・純資産合計**		**35,083**

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、64,304百万円である。

損　益　計　算　書　の　要　旨

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		17,758	経常収益		19,623
事業費用	17,557		事業収益	16,602	
引当金等繰入	164		受入金	3,016	
事業外費用	37		引当金等戻入	4	
特別損失		396	事業外収益	0	
当期利益金		1,475	特別利益		7
合計		**19,630**	**合計**		**19,630**

㈱　当期利益金1,475百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第85条第２項において準用する第84条第１項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品　先入先出法による原価法によっている。

2．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　64,304百万円

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度末残高に対する１／100を計上している。

⑵　退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

⑶　災害補てん引当金

有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。

⑷　特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　繰延資産の処理方法

開発費

５年間で均等償却している。